

所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応については以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、治療の実施状況をご報告して参ります。

令和6年度 所定疾患施設療養費 算定状況(令和6年4月～令和7年3月)

厚生労働省の規定に基づき、下記の通り所定疾患施設療養費の算定を公表します。

肺炎	件数(件)	治療延べ日数(日)	平均治療期間(日)
合計	21	83	4.0

尿路感染症	件数(件)	治療延べ日数(日)	平均治療期間(日)
合計	2	6	3.0

帯状疱疹	件数(件)	治療延べ日数(日)	平均治療期間(日)
合計	1	7	7.0

蜂窩織炎	件数(件)	治療延べ日数(日)	平均治療期間(日)
合計	0	0	0.0

慢性心不全の増悪	件数(件)	治療延べ日数(日)	平均治療期間(日)
合計	0	0	0.0

【算定条件】

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できること。
- ⑥ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑦ 請求に際しては、診断、行なった検査、治療内容等を記載すること。
- ⑧ 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。